

五所川原市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号に規定する事業（以下「事業」という。）について、医療及び介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる連携体制を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五所川原市とする。

2 市長は、適切に運営することができると思える団体に対し、事業の全部又は一部について委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用
- (2) 在宅医療・介護連携（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2号に規定する在宅医療・介護連携をいう。以下同じ。）の課題の抽出及びその対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者間の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者に対する研修会の開催
- (7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携

(組織)

第4条 市長は、前条に規定する事業内容について理解を深めるため、五所川原市在宅医療・介護連携推進実務者会議（以下「会議」という。）を設置する。会議は、市長が出席を依頼する次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地域の保健・医療関係者
- (2) 地域の福祉・介護関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 別表に定める関係団体等は、別表に掲げる区分に応じ、委員を推薦することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議の運営)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 会議は、必要に応じて座長を置くことができる。

3 委員は、第3条に規定する事業内容の検討及び推進につき、討議を行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

2 会議の求めに応じ、委員以外の者が会議等に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

2 会議における意見等は、福祉部介護福祉課において記録を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団体名等
保健・医療関係	西北五医師会 北五歯科医師会 青森県薬剤師会西北五支部 青森県訪問看護ステーション連絡協議会西北五支部 つがる西北五広域連合つがる総合病院 つがる西北五広域連合かなぎ病院
福祉・介護関係	五所川原市社会福祉協議会 青森県介護支援専門員協会西北五支部 五所川原市介護事業者連絡協議会
行政関係	五所川原保健所 五所川原市福祉部介護福祉課 五所川原市地域包括支援センター 五所川原市民生部健康推進課 つがる西北五広域連合病院運営局